

答 申 書
(答申第168号)
平成26年2月25日

1 審査会の結論

不祥事件の概要に係る別紙1に掲げる「判断対象」に○を付した項目のうち、別紙2-2に掲げる「開示すべき部分」に記載される事項は開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張、実施機関の説明及び参加人の意見の要旨(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「2000年1月から2012年12月までに報告のあった、道内農協における不祥事の概要(発生部門、被害金額、不祥・不正の種類、当事者、内容、事後処理状況、発覚の端緒、新聞報道等の有無)」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対し、道内農協から、農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。)第97条の2の規定に基づき、農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第231条第1項第22号又は農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)第58条第1項第15号に該当するものとして、農業協同組合法施行細則(平成15年北海道規則第73号)に定める不祥事件届出書で届出のあったものに添付されている書類である「不祥事件の概要(平成21年度から平成24年12月31日までの分)」(以下「本件公文書」という。)を対象公文書として特定し、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)及び同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)が記録されている公文書に該当するとして、公文書非開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

イ 異議申立人は、本件処分を取り消すことを求めていることから、当審査会は、本件公文書を非開示とした処分の妥当性について判断することとする。

なお、判断に当たっては、別紙1に掲げる項目のうち、本件開示請求及び異議申立書の記述から、異議申立人が開示を求めていると認められる項目を除いた「判断対象」に○を付した項目について、当該部分を非開示としたことの妥当性を判断することとする。

また、本件公文書の開示等の決定内容について利害を有する農協に対し、実施機関から、参加人としての参加要請が行われた結果、一部の農協から意見書が提出された。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

「特定の個人が識別され得るもの」とは、当該情報からは直接特定の個人が識別できなくとも、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報も該当すると解される。

実施機関は、本件公文書は不祥事件の当事者及び関係者等、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

以下、項目のうち、1号情報該当性が問題となる、個人が識別され得る事項が記載される項目について検討する。

イ 項目①、項目③及び項目⑥について

(ア) 項目①について

項目①に記載される発生部署名は、それぞれの農協によって有する部署が異なることから、開示すると不祥事件が発生した農協と部署が明らかになり、他の情報と組み合わせることにより間接的に当該部署の特定の個人が識別され得る。したがって、発生部署名が開示されると、当該部署に所属する特定の個人が不祥事件の当事者であることが明らかとなり、一般にこのような情報は通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当すると判断する。

(イ) 項目③について

項目③に記載される性別、年齢、在職期間、職種及び役職名は、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であり、これが開示されると、当該個人が不祥事件の当事者であることが明らかとなり、一般にこのような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当すると判断する。

(ロ) 項目⑥について

項目⑥に記載される不祥事件の当事者の動機は、当事者が不正を行うに至った背景や事情に関する情報であって、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であり、一般にこのような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当すると判断する。

ウ 項目②、④、⑤、⑦、⑨、⑫、⑬、⑮、⑰、⑱、⑳、㉑及び㉒について

項目②、④、⑤、⑦、⑨、⑫、⑬、⑮、⑰、⑱、⑳、㉑及び㉒の記載事項のうち氏名、職名、年齢、給料号俸、退職事由、生活実態、在職期間及び内部通報事実は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は当該情報からは直接特定の個人は識別できないが、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報である。したがって、これらの情報が開示されると、特定の個人が不祥事件の当事者又は関係者であることが明らかとなり、一般にこのような情報は通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当すると判断する。

また、これらの項目の記載事項のうち、施設名、部署名、支店名、法人名、団体名、事業所名、事業者名、市町村名、支所名、住所、サービス名、警察署名、就業規則（本文引用部分）、内部通報事実その他特定の農協が識別され得る記述は、当該情報からは直接特定の個人は識別できないが、他の情報と組み合わせることにより、間接的に当該農協に所属する特定の個人が識別され得る情報である。したがって、これらの情報が開示されると、当該農協に所属する特定の個人が不祥事件の当事者であることが明らかとなり、一般にこのような情報は通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当すると判断する。

しかしながら、これらの項目の記載事項については、本件公文書を届け出たそれぞれの農協の記載内容によっては、1号情報に該当するものとそれ以外のものとを容易に、かつ、本件開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することが可能であることから、1号情報に該当することのみを理由に全て非開示とすることは妥当ではないと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

実施機関は、本件公文書は、(i)当該農協の取引先及び営業上の事項に関する情報であって、開示することにより、当該農協の競争上の地位が不当に損なわれると認められ、(ii)当該農協の内部管理上の事項に関する情報であって、開示することにより、当該農協の事業運営が不当に損なわれると認められ、(iii)当該農協の名称を開示することにより、当該農協の社会的な地位が不当に損なわれると認められると主張する。

以下、本件公文書に記載される法人及び団体に関する情報について検討する。

イ 本件公文書を届け出た農協が識別され得る情報について

法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるためには、当該法人の事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどから客観的に判断すべきであるところ、農協の不祥事件の事実が明らかにされることは、当該農協の競争上の地位がある程度損なわれることは否定できない。しかしながら、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上という農協の公益的な性格並びに当該不祥事件の事実は当該農協自身に発生した事実であることに照らせば、本件公文書を届け出た農協が識別され得る情報（項目⑤に記載される内部通報事実を除く。）が開示されることは、当該農協の競争上の地位が損なわれたとしても受忍すべき範囲内であり、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとまでは認められないことから、当該情報は2号情報に該当しないと判断する。

ただし、項目⑤に記載される内部通報事実は、農協の内部管理上の事項に属する情報であって、これが開示されると、内部通報の詳しい経過が明らかとなり、内容を公にされないことを前提に通報した通報者の保護に欠け、今後仮に同じような事案が起きた際に通報がされなくなる等、当該農協の内部通報の制度が有効に働かず、当該農協の内部管理に支障が生じることとなり、この場合は、当該農協の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、内部通報事実は2号情報に該当すると判断する。

ウ 本件公文書を届け出た農協と取引関係にある法人等について

項目⑤、⑦、⑨、⑮、⑱、㉑及び㉒には農協と取引関係にある法人名、団体名、事業者名及び代表者名並びに農協と取引関係にある法人が特定されるサービス名が記載されている。第三者として特定の法人等が不祥事件に関与し、巻き込まれたことが明らかになることは、不祥事件が社会的に評価されるものでないことからすれば、当該法人の社会的な評価が不当に損なわれると認められる。

また、本件公文書を閲覧する者に、当該法人等が不祥事件の当事者であると無用な誤解を与え、当該法人等の社会的な評価が不当に損なわれるとも認められる。したがって、これらの情報が開示されると、当該法人等の社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当すると判断する。

エ 上記イ及びウで2号情報を含むとされた項目⑤、⑦、⑨、⑮、⑱、㉑及び㉒については、本件公文書を届け出たそれぞれの農協の記載内容によっては、2号情報に該当するものとそれ以外のものとを容易に、かつ、本件開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することが可能であることから、2号情報に該当することのみを理由に全て非開示とすることは妥当ではないと判断する。

(5) 1号情報及び2号情報双方を含む項目について

上記(3)及び(4)から、項目⑤、⑦、⑨、⑮、⑱、㉑及び㉒については1号情報及び2号情報のいずれにも該当するため、開示できる範囲がいずれか一方のみに該当する場合よりも狭くなるが、そうだとした場合、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、本件開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することが可能であることは(3)及び(4)の場合と変わらないことから、1号情報及び2号情報いずれにも該当することを理由に全て非開示とすることは妥当ではないと判断する。

(6) 項目⑧、⑩、⑪、⑭、⑯、⑲、㉓及び㉔について

項目⑧、⑩、⑪、⑭、⑯、⑲、㉓及び㉔の記載事項については、特定の個人が識別され得る情報又は他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報は記載されていないことから、1号情報に該当しないと判断する。

また、これらの項目の記載事項は、本件公文書を届け出た農協の不祥事件の発覚年月日等が記載されるが、これらの情報が開示されても、当該農協の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとは認められないことから、2号情報にも該当しないと判断する。

(7) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又

は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

実施機関は、本件公文書は、開示することにより、農協からの自主的な判断に基づく情報提供が滞り、早期かつ正確な事実の把握が困難となり、道における監督事務の円滑な実施が著しく困難になると認められると主張する。

また、参加人は協同組合や法人その他民間の組織や団体等が、道へは情報を提供、提出しているが一般には公開していない情報について道が公開するのであれば、道への情報を制限せざるを得なくなると主張する。

イ この点、農協法等の規定に基づき、農協は、不祥事件について実施機関への報告が義務付けられていることから、相手方が情報公開されることを理由に非協力的な姿勢を示したとしても、実施機関の報告徴収事務自体が適正に行われることは担保され得ると考えられ、本件公文書は6号情報に該当しないものと判断する。

(8) 参加人のその他の主張について

参加人は、本件公文書は公開を前提に提出しているものではないので、公開されるのであれば、公開を前提に提出した案件について公開すべきであり、非公開を前提に提出したものは行政と農協の信義に反し、また、銀行・信金等金融機関の不祥事件届出書は不開示とされているにもかかわらず、農協の不祥事件届出書を公開することは金融機関相互の均衡を欠くものと主張する。

この点、本件公文書は、道が取得した時点で道の保有する公文書となり、開示請求があった場合の開示等の判断は条例の規定により行うものであって、条例上は、原則公開を前提とし、例外として非開示事項が限定列举されている取扱いとなっていること、本件公文書の届出は農協等の法令に基づき義務付けられて行われているものであって、公開をしないことを条件に任意の協力で提出されているものではないこと、及び他の金融機関の取扱いについては開示等の判断に当たって顧慮されるものではないことから、参加人の主張は採用できない。

以上のことから結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成25年5月31日	○ 諮問書の受理（諮問番号433） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書非開示決定通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書）、(7)対象公文書の写し）の提出
平成25年6月5日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成25年7月10日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成25年8月6日	○ 参加人から意見書提出
平成25年8月20日 （第一部会）	○ 実施機関から補足説明の実施 ○ 審議
平成25年9月25日 （第一部会）	○ 審議
平成25年10月18日 （第一部会）	○ 審議

平成25年11月15日 (第一部会)	○ 審議
平成25年12月16日 (第一部会)	○ 答申案骨子審議
平成26年2月4日 (第70回審査会)	○ 答申案審議
平成26年2月25日	○ 答申

○本件公文書全体における各項目の判断内容と非開示情報

No.	項目	判断対象	判断内容	非開示情報	該当条項
-	報告現在日	-	-	-	-
	当初報告日	-	-	-	-
	都道府県名	-	-	-	-
	組合名	-	-	-	-
	指定組合の有無	-	-	-	-
	特定農協の承認の有無	-	-	-	-
①	発生部署名	○	非開示とすべき	-	第10条第1項第1号
②	不祥事件の内容の事業区分	○	一部開示すべき	施設名	第10条第1項第1号
-	報告作成者の所属・氏名	-	-	-	-
1 当事者について					
-	氏名	-	-	-	-
③	性別	○	非開示とすべき	-	第10条第1項第1号
	年齢	○			
	在職期間	○			
	職種	○			
	役職名	○			
2 不祥事件の概要					
④	不祥事件の種類	○	一部開示すべき	氏名、職名、部署名、支店名、団体名、警察署名	第10条第1項第1号
⑤	発覚の端緒	○	一部開示すべき	氏名、職名、部署名、事業所名、施設名、市町村名、支所名その他特定の農協が識別され得る記述	第10条第1項第1号
				法人名、支店名、サービス名	第10条第1項第2号
				団体名、内部通報事実	第10条第1項第1号及び2号
⑥	当事者の動機	○	非開示とすべき	-	第10条第1項第1号
⑦	手口	○	一部開示すべき	氏名、職名、部署名、事業所名、支店名、住所、支所名、サービス名	第10条第1項第1号
				法人名、団体名、事業者名	第10条第1項第1号及び2号
-	不祥事件が防げなかった管理上の問題点	-	-	-	-
3 発生から報告までの経過					
⑧	不祥事件の発覚年月日	○	開示すべき	-	-
	不祥事件の行われた時期	○	開示すべき	-	-
	不祥事件の行われた期間	○	開示すべき	-	-
⑨	不祥事件の調査・解明部署名	○	一部開示すべき	職名、部署名、支店名、支所名	第10条第1項第1号
				法人名、団体名	第10条第1項第1号及び2号
⑩	(未設置等の理由)	○	開示すべき	-	-
⑪	理事会への報告年月日	○	開示すべき	-	-
	経営管理委員会への報告年月日	○	開示すべき	-	-
	行政庁への報告年月日	○	開示すべき	-	-
	(報告遅延理由)	○	一部開示すべき	団体名	第10条第1項第1号
⑫	中央会への報告年月日	○	一部開示すべき	支所名	第10条第1項第1号
	警察への連絡年月日	○	一部開示すべき	警察署(駐在所)名	第10条第1項第1号

No.	項目	判断対象	判断内容	非開示情報	該当条項
3 発生から報告までの経過					
⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	○	一部開示すべき	生活実態、警察署名、支所名	第10条第1項第1号
⑭	新聞報道等の有無	○	開示すべき	-	-
	組合員への説明の有無	○	開示すべき	-	-
4 内部監査の状況					
-	当該不祥事件発生部署に対する内部監査実施日(直近3ヶ年)	-	-	-	-
	(内部監査未実施の理由)	-	-	-	-
5 被害状況					
⑮	被害額(A)	○	一部開示すべき	法人名、団体名、事業者名	第10条第1項第1号及び2号
補てん額又は補てん見込額					
-	当事者	-	-	-	-
	親	-	-	-	-
	親族	-	-	-	-
	保証人	-	-	-	-
	〇〇保険	-	-	-	-
	役員	-	-	-	-
	職員	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
⑯	合計(B)	○	開示すべき	-	-
-	実被害額(C)	○	開示すべき	-	-
-	実被害額の処理方法	-	-	-	-
6 当事者等への処分等					
①当事者への処分					
-	就業規則に基づく懲戒委員会等の審議結果				
⑰	懲戒の種類	○	一部開示すべき	就業規則(本文引用部分)	第10条第1項第1号
⑱	(処分理由)	○	一部開示すべき	年齢、給料号俸、事業所名、就業規則(本文引用部分)、団体名、部署名、職名	第10条第1項第1号
				法人名	第10条第1項第1号及び2号
組合長が決定した処分					
⑲	処分年月日	○	開示すべき	-	-
	懲戒の種類	○	開示すべき	-	-
⑳	(処分理由)	○	一部開示すべき	就業規則(本文引用部分)	第10条第1項第1号
				法人名	第10条第1項第1号及び2号
㉑	退職金の支払い状況	○	一部開示すべき	在職期間、退職事由	第10条第1項第1号
㉒	(退職金を一部でも支給した場合の理由(刑法に触れる場合))	○	開示すべき	-	-
②役員及び関係職員の処分					
-	役職名	-	-	-	-
	氏名	-	-	-	-
	処分内容	-	-	-	-
③告訴					
㉓	告訴の有無	○	開示すべき	-	-
	告訴年月日	○	開示すべき	-	-
㉔	告訴しない理由	○	一部開示すべき	生活実態、在職期間、年齢、警察署名	第10条第1項第1号
				団体名	第10条第1項第1号及び2号
7 再発防止策等					
-	コンプライアンス・マニュアル策定の有無	-	-	-	-
	コンプライアンス規程策定の有無	-	-	-	-
	不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	-	-	-	-
	連続職場離脱の実施の有無	-	-	-	-
	講じた再発防止対策等	-	-	-	-
	講じる再発防止対策	-	-	-	-
	上記再発防止対策の履行状況を 確認するための手段	-	-	-	-

○本件公文書一覧

名称	当初報告日	備考
不祥事件等の概要	平成21年4月28日	(以下「対象公文書1」という。)
不祥事件等の概要	平成21年5月22日	(以下「対象公文書2」という。)
不祥事件等の概要	平成21年6月18日	(以下「対象公文書3」という。)
不祥事件等の概要	平成21年6月26日	(以下「対象公文書4」という。)
不祥事件等の概要	平成21年7月17日	(以下「対象公文書5」という。)
不祥事件等の概要	平成21年8月4日	(以下「対象公文書6」という。)
不祥事件等の概要	平成21年10月15日	(以下「対象公文書7」という。)
不祥事件等の概要	平成21年11月17日	(以下「対象公文書8」という。)
不祥事件等の概要	平成21年12月15日 (口頭)	(以下「対象公文書9」という。)
不祥事件等の概要	平成22年2月4日	(以下「対象公文書10」という。)
不祥事件等の概要	平成22年4月26日	(以下「対象公文書11」という。)
不祥事件等の概要	平成22年7月12日	(以下「対象公文書12」という。)
不祥事件等の概要	平成22年7月20日 (口頭)	(以下「対象公文書13」という。)
不祥事件等の概要	平成22年7月22日	(以下「対象公文書14」という。)
不祥事件等の概要	平成22年7月26日 (口頭)	(以下「対象公文書15」という。)
不祥事件等の概要	平成22年11月2日 (最終報：平成22年11月15日)	(以下「対象公文書16」という。)
不祥事件等の概要	平成22年11月2日 (最終報：平成23年1月31日)	(以下「対象公文書17」という。)
不祥事件等の概要	平成22年11月5日	(以下「対象公文書18」という。)
不祥事件等の概要	平成22年12月15日	(以下「対象公文書19」という。)
不祥事件等の概要	平成23年3月17日	(以下「対象公文書20」という。)
不祥事件等の概要	平成23年4月15日	(以下「対象公文書21」という。)
不祥事件の概要	平成23年10月3日	(以下「対象公文書22」という。)
不祥事件の概要	平成23年10月25日	(以下「対象公文書23」という。)
不祥事件の概要	平成23年11月2日	(以下「対象公文書24」という。)
不祥事件の概要	平成23年12月12日	(以下「対象公文書25」という。)
不祥事件の概要	平成24年4月3日	(以下「対象公文書26」という。)
不祥事件等の概要	平成24年8月17日	(以下「対象公文書27」という。)
不祥事件の概要	平成24年9月21日 (口頭)	(以下「対象公文書28」という。)

○各対象公文書ごとの開示すべき部分

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項
全ての対象公文書に共通	①	発生部署名	なし	第10条第1項第1号
	③	性別	なし	第10条第1項第1号
		年齢		
		在職期間		
		職種 役職名		
	⑥	当事者の動機	なし	第10条第1項第1号
	⑧	不祥事件の発覚年月日	全て	
		不祥事件の行われた時期	全て	
		不祥事件の行われた期間	全て	
	⑩	(未設置等の理由)	全て	
	⑪	理事会への報告年月日	全て	
		経営管理委員会への報告年月日	全て	
		行政庁への報告年月日	全て	
	⑫	新聞報道等の有無	全て	
		組合員への説明の有無	全て	
	⑬	合計(B)	全て	
実被害額(C)		全て		
⑭	処分年月日	全て		
	懲戒の種類	全て		
⑰	(退職金を一部でも支給した場合の理由(刑法に触れる場合))	全て		
⑱	告訴の有無	全て		
	告訴年月日	全て		
対象公文書1	②	不祥事件等の内容の事業区分	なし	第10条第1項第1号
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	なし	第10条第1項第1号及び2号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	全て	
	⑫	中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	⑳	(処分理由)	全て	
	㉑	退職金の支払い状況	全て	
	㉒	告訴しない理由	全て	
対象公文書2	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目から3行目10文字目まで、同行15文字目から17文字目まで、同行22文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	1文字目から6文字目まで	第10条第1項第1号
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	⑳	(処分理由)	全て	
㉑	退職金の支払い状況	全て		
㉒	告訴しない理由	全て		
対象公文書3	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目26文字目から31文字目まで、2行目9文字目から4行目まで、5行目6文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	1行目1文字目及び2文字目、2行目、3行目1文字目から4文字目まで	第10条第1項第1号
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て		
⑮	被害額(A)	全て		
⑰	懲戒の種類	全て		

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項
	⑱	(処分理由)	全て	
	⑳	(処分理由)	全て	
	㉑	退職金の支払い状況	全て	
	㉒	告訴しない理由	1行目1文字目から22文字目まで、同行25文字目以降	第10条第1項第1号
対象公文書4	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	全て	
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名 (報告遅延理由)	2行目以降 全て	第10条第1項第1号
	⑫	中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	1行目1文字目から5文字目まで、同行8文字目及び9文字目、同行12文字目以降	第10条第1項第1号
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	⑳	(処分理由)	全て	
	㉑	退職金の支払い状況	全て	
㉒	告訴しない理由	1行目1文字目から3行目30文字目まで、同行34文字目以降	第10条第1項第1号	
対象公文書5	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	全て	
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名 (報告遅延理由)	6文字目から9文字目まで 全て	第10条第1項第1号
	⑫	中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	1文字目から22文字目まで、25文字目以降	第10条第1項第1号
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	⑳	(処分理由)	全て	
	㉑	退職金の支払い状況	全て	
㉒	告訴しない理由	全て		
対象公文書6	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	1文字目から7文字目まで、12文字目から14文字目まで、24文字目以降	第10条第1項第1号
	⑤	発覚の端緒	1行目35文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	1行目1文字目、同行6文字目から8文字目まで、同行18文字目から3行目11文字目まで、同行14文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名 (報告遅延理由)	全て 全て	
	⑫	中央会への報告年月日	1文字目から12文字目まで、15文字目以降	第10条第1項第1号
		警察への連絡年月日	3文字目以降	第10条第1項第1号
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	⑳	(処分理由)	1行目1文字目から17文字目まで、3行目34文字目以降	第10条第1項第1号
	㉑	退職金の支払い状況	全て	
㉒	告訴しない理由	全て		
対象公文書7	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から5文字目まで、同行13文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名 (報告遅延理由)	なし 全て	第10条第1項第1号
	⑫	中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉑	(処分理由)	全て	
	㉒	退職金の支払い状況	全て	
	㉓	告訴しない理由	全て	
対象公文書8	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	1行目全て、2行目3文字目、同行6文字目から34文字目まで、3行目2文字目以降	第10条第1項第1号
	⑤	発覚の端緒	4行目以降	第10条第1項第1号及び2号
	⑦	手口	1行目1文字目から4文字目まで、同行7文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	なし	第10条第1項第1号
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
	⑬	警察への連絡年月日	全て	
		(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉑	(処分理由)	全て	
㉒	退職金の支払い状況	全て		
㉓	告訴しない理由	全て		
対象公文書9	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目15文字目から19文字目まで、3行目5文字目から7文字目まで、同行11文字目から15文字目まで、4行目1文字目から4文字目までを除く 6行目28文字目から31文字目までを除く	第10条第1項第1号 第10条第1項第1号及び2号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	なし	第10条第1項第1号
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
	⑬	警察への連絡年月日	5文字目から7文字目まで、10文字目以降	第10条第1項第1号
		(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉑	(処分理由)	全て	
㉒	退職金の支払い状況	全て		
㉓	告訴しない理由	1行目から2行目6文字目まで、同行18文字目以降	第10条第1項第1号及び2号	
対象公文書10	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から4行目5文字目まで、同行19文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	1行目1文字目から8行目10文字目まで、同行13文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	4文字目以降	第10条第1項第1号
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
	⑬	警察への連絡年月日	全て	
		(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉑	(処分理由)	全て	
㉒	退職金の支払い状況	全て		
㉓	告訴しない理由	全て		
	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から10文字目まで、同行19文字目から2行目27文字目まで、同行30文字目から5行目21文字目まで、同行26文字目以降	第10条第1項第1号

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項
対象公文書11	⑦	手口	1行目全て、2行目3文字目から7行目6文字目まで、同行9文字目から28文字目まで、同行31文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	全て	
		(報告遅延理由)	全て	
	⑫	中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	1行目1文字目から6文字目まで、同行25文字目以降	第10条第1項第1号
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
対象公文書12	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	1行目1文字目から3行目26文字目まで、同行29文字目以降	第10条第1項第1号
	⑤	発覚の端緒	全て	
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	1文字目から4文字目まで	第10条第1項第1号
		(報告遅延理由)	全て	
	⑫	中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	3文字目以降	第10条第1項第1号
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
対象公文書13	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	全て	
	⑦	手口	1行目から6行目まで全て、7行目16文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
	⑫	警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
対象公文書14	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目16文字目及び17文字目、7行目31文字目から34文字目まで、9行目16文字目から19文字目までを除く 2行目22文字目から27文字目まで、4行目16文字目から21文字目まで、5行目16文字目から21文字目まで、6行目4文字目から12文字目まで、7行目16文字目から21文字目までを除く	第10条第1項第1号 第10条第1項第2号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	全て	
		(報告遅延理由)	全て	
	⑫	中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	1行目5文字目から2行目4文字目まで、同行9文字目以降	第10条第1項第1号
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
⑰	懲戒の種類	全て		
⑱	(処分理由)	全て		
⑳	(処分理由)	全て		
㉑	退職金の支払い状況	全て		

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項
	㉔	告訴しない理由	全て	
対象公文書15	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	全て	
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・説明部署名 (報告遅延理由)	1文字目から3文字目まで 全て	第10条第1項第1号
	⑫	中央会への報告年月日 警察への連絡年月日	全て 全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉑	(処分理由)	全て	
	㉒	退職金の支払い状況	全て	
	㉔	告訴しない理由	全て	
対象公文書16	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	全て	
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・説明部署名 (報告遅延理由)	8文字目以降 全て	第10条第1項第1号
	⑫	中央会への報告年月日 警察への連絡年月日	全て 全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉑	(処分理由)	全て	
	㉒	退職金の支払い状況	全て	
	㉔	告訴しない理由	全て	
対象公文書17	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から8文字目まで、同行16文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件等の調査・説明部署名 (報告遅延理由)	全て 全て	
	⑫	中央会への報告年月日 警察への連絡年月日	1行目5文字目から2行目12文字目まで、同行17文字目以降	第10条第1項第1号
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉑	(処分理由)	全て	
	㉒	退職金の支払い状況	全て	
	㉔	告訴しない理由	全て	
対象公文書18	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から8行目31文字目まで、同行34文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	1行目3文字目から5文字目まで、同行10文字目から13文字目まで、同行19文字目から同行28文字目まで、同行31文字目から4行目29文字目まで、同行32文字目から12行目26文字目まで、同行29文字目から13行目4文字目まで、同行7文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・説明部署名 (報告遅延理由)	6文字目以降 全て	第10条第1項第1号
	⑫	中央会への報告年月日 警察への連絡年月日	全て 全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	1行目1文字目から2行目15文字目まで、同行18文字目以降	第10条第1項第1号
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉑	(処分理由)	全て	
	㉒	退職金の支払い状況	全て	

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項
対象公文書19	㉔	告訴しない理由	全て	
	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から3行目8文字目まで、同行21文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	1行目1文字目から18文字目まで、同行31文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	なし	第10条第1項第1号
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
	⑬	警察への連絡年月日	全て	
		(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	1行目1文字目から12文字目まで、同行25文字目から28文字目まで、2行目1文字目から19文字目まで、同行23文字目から5行目19文字目まで、同行22文字目以降	第10条第1項第1号
	⑳	(処分理由)	全て	
㉑	退職金の支払い状況	全て		
㉔	告訴しない理由	全て		
対象公文書20	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	1行目6文字目から8文字目まで、同行14文字目以降	第10条第1項第1号
	⑤	発覚の端緒	1行目全て、2行目6文字目から11文字目まで、同行15文字目から19文字目まで、同行24文字目から3行目32文字目まで、4行目3文字目から33文字目まで、5行目6文字目から9文字目まで、同行14文字目から31文字目まで、同行34文字目から8行目22文字目まで、同行28文字目から9行目1文字目まで、同行7文字目から11行目まで、12行目9文字目から12文字目まで、同行17文字目から13行目13文字目まで、同行20文字目から15行目17文字目まで、同行20文字目から18行目5文字目まで、同行11文字目から20行目2文字目まで、同行8文字目から10文字目まで、同行16文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	1行目6文字目から8文字目まで、同行14文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	1文字目から3文字目、7文字目及び8文字目、15文字目以降	第10条第1項第1号
	⑫	(報告遅延理由)	1行目1文字目から2行目19文字目まで、同行25文字目から27文字目まで、3行目2文字目以降	第10条第1項第1号
		中央会への報告年月日	全て	
	⑬	警察への連絡年月日	4文字目以降	第10条第1項第1号
		(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	1行目1文字目から4行目6文字目まで、同行10文字目から6行目9文字目まで、同行11文字目及び12文字目、同行14文字目から17文字目まで、同行19文字目及び20文字目、同行22文字目以降	第10条第1項第1号
	⑳	(処分理由)	全て	
	㉑	退職金の支払い状況	3行目1文字目から4文字目まで、同行15文字目から20文字目まで、同行30文字目以降	第10条第1項第1号
㉔	告訴しない理由	全て		
対象公文書21	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件等の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から2行目12文字目まで、同行15文字目から3行目13文字目まで、同行17文字目以降	第10条第1項第1号

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項
対象公文書21	⑦	手口	全て	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	なし	第10条第1項第1号
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	1行目1文字目から2行目まで	第10条第1項第1号
	⑱	(処分理由)	全て	
	⑳	(処分理由)	全て	
㉑	退職金の支払い状況	全て		
㉒	告訴しない理由	全て		
対象公文書22	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から15文字目まで、同行18文字目から3行目17文字目まで、同行22文字目から6行目15文字目まで、同行20文字目から7行目21文字目まで、同行24文字目から9行目14文字目まで、同行17文字目から23文字目まで、同行26文字目から32文字目まで、10行目1文字目から11行目1文字目まで、同行6文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件の調査・解明部署名	全て	
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	⑳	(処分理由)	全て	
㉑	退職金の支払い状況	全て		
㉒	告訴しない理由	全て		
対象公文書23	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	3行目18文字目以降	第10条第1項第1号及び2号
	⑦	手口	全て	
	⑨	不祥事件の調査・解明部署名	全て	
	⑫	(報告遅延理由)	全て	
		中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	1行目1文字目から3行目10文字目まで、同行34文字目から5行目2文字目まで、同行6文字目、同行8文字目及び9文字目、同行12文字目から14文字目まで、同行16文字目から19文字目まで、同行23文字目、同行25文字目及び26文字目、同行29文字目から31文字目まで、同行33文字目から41文字目まで、6行目6文字目及び7文字目、同行13文字目以降	第10条第1項第1号
	⑳	(処分理由)	1行目1文字目から3行目13文字目まで、同行37文字目以降	第10条第1項第1号
㉑	退職金の支払い状況	全て		
㉒	告訴しない理由	全て		
対象公文書24	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	全て	
	⑦	手口	1行目1文字目から29文字目まで、2行目7文字目から10文字目まで、同行20文字目以降	第10条第1項第1号
	⑨	不祥事件の調査・解明部署名	全て	
	⑫	(報告遅延理由)	全て	

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項	
対象公文書24	⑫	中央会への報告年月日	全て		
		警察への連絡年月日	3文字目以降	第10条第1項第1号	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て		
	⑮	被害額(A)	全て		
	⑰	懲戒の種類	全て		
	⑱	(処分理由)	全て		
	⑳	(処分理由)	全て		
	㉑	退職金の支払い状況	全て		
対象公文書25	㉒	告訴しない理由	全て		
	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て		
			全て		
	④	不祥事件の種類	全て		
			3行目14文字目から17文字目までを除く	第10条第1項第1号	
	⑤	発覚の端緒	3行目22文字目から27文字目までを除く	第10条第1項第2号	
			3行目22文字目から27文字目までを除く	第10条第1項第2号	
	⑦	手口	1行目1文字目から4文字目まで、同行11文字目以降	第10条第1項第2号	
	⑨	不祥事件の調査・解明部署名	1行目9文字目から2行目6文字目まで、同行11文字目から20文字目まで、同行27文字目及び28文字目、3行目5文字目以降	第10条第1項第1号	
			1行目9文字目から2行目6文字目まで、同行11文字目から20文字目まで、同行27文字目及び28文字目、3行目5文字目以降	第10条第1項第1号	
	対象公文書26	⑫	(報告遅延理由)	全て	
			中央会への報告年月日	全て	
⑬		(警察へ連絡していない場合の理由)	警察への連絡年月日	全て	
			全て		
⑮		被害額(A)	全て		
⑰		懲戒の種類	全て		
⑱		(処分理由)	全て		
⑳		(処分理由)	全て		
㉑		退職金の支払い状況	全て		
㉒		告訴しない理由	全て		
対象公文書27	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て		
	④	不祥事件の種類	全て		
	⑤	発覚の端緒	1行目1文字目から2行目4文字目まで、同行7文字目以降	第10条第1項第1号	
			1行目1文字目から2行目4文字目まで、同行7文字目以降	第10条第1項第1号	
	⑦	手口	7行目16文字目及び17文字目を除く	第10条第1項第1号	
			2行目23文字目から26文字目まで、6行目1文字目から8文字目まで、11行目1文字目から8文字目まで、13行目4文字目から13文字目までを除く	第10条第1項第1号及び2号	
	⑨	不祥事件等の調査・解明部署名	1文字目から8文字目までを除く	第10条第1項第1号	
			10文字目から12文字目までを除く	第10条第1項第1号及び2号	
	⑫	(報告遅延理由)	中央会への報告年月日	全て	
			警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	警察への連絡年月日	全て	
			全て		
⑮	被害額(A)	1行目及び2行目、3行目5文字目から8文字目まで、4行目7文字目から11文字目まで、5行目4文字目から8文字目まで	第10条第1項第1号及び2号		
		1行目及び2行目、3行目5文字目から8文字目まで、4行目7文字目から11文字目まで、5行目4文字目から8文字目まで	第10条第1項第1号及び2号		
		1行目及び2行目、3行目5文字目から8文字目まで、4行目7文字目から11文字目まで、5行目4文字目から8文字目まで	第10条第1項第1号及び2号		
		1行目及び2行目、3行目5文字目から8文字目まで、4行目7文字目から11文字目まで、5行目4文字目から8文字目まで	第10条第1項第1号及び2号		
⑰	懲戒の種類	全て			
⑱	(処分理由)	1文字目、5文字目以降	第10条第1項第1号及び2号		
⑳	(処分理由)	1文字目、5文字目以降	第10条第1項第1号及び2号		

対象公文書	No.	項目	開示すべき部分	該当条項
対象公文書28	㉑	退職金の支払い状況	全て	
	㉒	告訴しない理由	全て	
	②	不祥事件等の内容の事業区分	全て	
	④	不祥事件の種類	全て	
	⑤	発覚の端緒	1行目19文字目から27文字目まで、同行30文字目から36文字目まで、同行40文字目以降	第10条第1項第1号
	⑦	手口	1行目1文字目から14文字目まで、同行23文字目から27文字目まで、同行30文字目から2行目23文字目まで、同行26文字目から5行目15文字目まで、同行24文字目から28文字目まで、同行31文字目から6行目27文字目まで、同行30文字目から11行目4文字目まで、同行13文字目から13行目22文字目まで、同行31文字目から15行目29文字目まで、16行目5文字目から15文字目まで、17行目9文字目以降	第10条第1項第1号及び2号
	⑨	不祥事件の調査・解明部署名 (報告遅延理由)	4文字目以降 全て	第10条第1項第1号
	⑫	中央会への報告年月日	全て	
		警察への連絡年月日	全て	
	⑬	(警察へ連絡していない場合の理由)	全て	
	⑮	被害額(A)	全て	
	⑰	懲戒の種類	全て	
	⑱	(処分理由)	全て	
	㉓	(処分理由)	全て	
	㉑	退職金の支払い状況	全て	
㉒	告訴しない理由	全て		

※文字のない空白部分、見出し記号及び様式に既にある記述は、文字数及び行数に含めない。